

令和6年度農村ファンと地域をつなぐ未来創出事業 TUNAGU 活用促進業務公募型プロポーザル実施要領

1 事業の趣旨・目的

過疎化や高齢化による担い手不足により、農地の荒廃や集落機能の低下が進行している中山間地域において、県内外の多様な人材の協働活動への参加促進や、農村環境の保全及び地域資源の保存等の農村地域の維持・発展に関わる活動に取り組む団体の課題解決に向けた支援を行うことで中山間地域の活性化を目指す。

2 業務概要

- (1) 業務名 令和6年度農村ファンと地域をつなぐ未来創出事業 TUNAGU 活用促進業務
- (2) 業務内容 別紙「令和6年度農村ファンと地域をつなぐ未来創出事業 TUNAGU 活用促進業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和7(2025)年3月18日(火)まで
- (4) 委託料上限額 3,978,480円（消費税及び地方消費税を含む）
- (5) 担当所属及び
問合せ先 〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1丁目1番地20号
栃木県農政部農村振興課農村・中山間地域担当 里づくりチーム
電話 028-623-2334 / FAX 028-623-2337
E-Mail noson-sinko@pref.tochigi.lg.jp

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申し立てまたは、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申し立てが行われている者でないこと。
- (4) 栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）第2条第1号又は同条第4号の規定に該当する者でないこと。
- (5) 栃木県内に本店、支店又は営業所等を有する者であること。

4 プロポーザル実施の手続き

- (1) 実施スケジュール
 - ア 実施要領等の公表 令和6(2024)年4月26日(金)
 - イ 実施内容等に関する質問受付期限 令和6(2024)年4月30日(火) 17時必着

ウ	質問に対する回答	令和6(2024)年5月2日(木)
エ	参加表明書の提出期限	令和6(2024)年5月8日(水) 17時必着
オ	企画提案書の提出期限	令和6(2024)年5月15日(水) 17時必着
カ	プレゼンテーション	令和6(2024)年5月20日(月)
キ	プロポーザル審査会	令和6(2024)年5月20日(月)
ク	選定結果の通知・公表	令和6(2024)年5月22日(水)まで

(2) 実施要領等の配布

ア 配布期間：令和6(2024)年4月26日(金)～令和6(2024)年5月8日(水)

イ 配布場所：栃木県ホームページ（入札・公売）からダウンロードできる。

※URL(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/kensei/nyuusatsu/index.html>)

(3) 質疑・回答

プロポーザル方式に参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書（別記様式1）により電子メール又はFAXにより提出すること。

ア 受付期間：公募開始日～令和6(2024)年4月30日(火) 17時必着

イ 質疑方法：電子メール又はFAXにより、2(5)に提出すること

※FAXの場合は、着信確認の電話連絡を行うこと。

ウ 回答期日：令和6(2024)年5月2日(木)

エ 回答方法：回答は栃木県ホームページ（4(2)イのURL）に掲載する。

(4) 参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書（別記様式2）、確認書（別記様式3）、会社等概要（別記様式4）及び統括責任者及び担当者について（別記様式5）を作成し、持参又は郵送により提出すること。

ア 提出期限：令和6(2024)年5月8日(水) 17時必着

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所：2(5)

ウ 提出方法：持参（平日の9時から17時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）

※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

※なお、参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和6(2024)年5月14日(火)

17時までに辞退届（任意様式）を提出すること。

(5) 企画提案書等の提出

参加表明書の提出後、仕様書及び以下のア～オに基づいて企画提案書を作成し、応募申請書（別記様式6）を添えて、令和6(2024)年5月15日(水) 17時までに持参又は郵送により提出すること。※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

ア 企画提案書の用紙は、原則としてA4版用紙を使用することとし、A3版用紙を使用する場合には、A4版サイズに折り込むこと。カラー印刷とすること。

イ 企画提案書の様式は任意であるが、次の事項を含めて作成すること。

なお、記載順序は任意とする。

(ア) 企画提案内容（目的、効果、訴求ポイント等）

(イ) 実施計画及び全体のスケジュール

(ウ) 業務遂行人員体制

(エ) 類似事業の業務実績

(オ) 見積額

ウ 企画提案書は1者1提案とする。

エ 企画提案書の提出部数は7部（正本1部、副本6部）とする。

なお、審査の公正を期すため、副本には参加者名を記入しないこと。

オ 提出の際に、栃木県知事宛ての見積書の正本1部を提出すること。

なお、見積書は必要な項目ごとに区別する（諸経費や消費税も区別する）とともに、企画提案書の見積額と整合させること。

(6) 企画提案書と提出書類の取扱い

ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。

イ 提出書類は理由の如何を問わず返却しない。

ウ 企画提案書等は栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号）に基づく公文書開示請求の対象となる。

エ 県は必要に応じて、追加書類の提出を求めることができる。

オ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費は全て参加者の負担とする。

カ 参加者は、企画提案書等の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

キ 企画提案書等に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。

ク 提出された企画提案書等は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。

ケ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

コ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

5 審査方法等

(1) 評価基準

別表「評価基準」のとおり

(2) プレゼンテーション

企画提案書は、県が設置する選定委員会において、企画提案者によるプレゼンテーションを実施した上で、審査基準に基づき、公平かつ客観的に企画提案の内容、事業実施能力等を評価、採点し、委託業者を選定する。時間、場所については、別途通知する。

なお、書類審査で足りると別途設置する選考委員会の長が判断した場合、プレゼンテーションを実施しない場合もある。

(3) 審査方法

企画提案書、見積書、プレゼンテーションについて、評価基準に基づいて、プロポーザル選定委員の意見（採点等）を聴取し評価を行う。

(4) 契約候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者のうち、(3)の評価において、最高点と評価した選定委員が最も多かった者を契約候補者として選定する。

イ アの最高점에該当する企画提案者が複数あった場合は、各選定委員による評価の合計点の平均点が最も高い者を契約候補者とする。なお、平均点も同一の場合は、選定委員会で審議の上、契約候補者を特定する。

ウ 参加者が1者の場合、審査で算出された結果を参考に、選考委員会が審議により総合的に評価を行い、評価の高い提案と判断された場合は、契約候補者として選定することができることとする。

エ 企画提案者が多数の場合には、事前審査によりプレゼンテーション参加者を選定する場合がある。この場合、事前審査は農村振興課で行う。

オ ア～エに関わらず、各選定委員による評価の合計点の平均点が60点未満の場合は、当該企画提案者を契約候補者として選定しない。企画提案者が1者の場合も同様とする。

カ 選考委員会は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 見積書の金額が2(4)の委託料上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係るプロポーザル選定委員に対し、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

6 選定結果の通知・公表

契約候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、候補者名を栃木県ホームページ（入札・公売）で公表する。

7 契約手続

(1) 契約候補者に選定された者と栃木県との間で、委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った場合、委託契約を締結する。

(2) 契約代金の支払いについては、精算払いを基本とする。ただし、7(1)による協議において業務遂行のための財源として前払金が必要と判断された場合には、契約後に委託料の10分の3以内の前払金の支払いを県に請求することができる。

(3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した

辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位の者を候補者とする。

- (4) 契約の締結に際しては、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を可とする（受託者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する）。締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受託者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受託者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

8 その他

事業の成果は全て栃木県に帰属する。

(別表) 令和6年度農村ファンと地域をつなぐ未来創出事業 TUNAGU 活用促進業務 評価基準

- 1 評価項目及び各項目の配点は次のとおりとし、各選定委員（5名）が採点する。
- 2 企画提案者の中で最高点と評価した選定委員が最も多かった者を契約候補者とする。
 なお、該当する企画提案者が複数あった場合は、各選定委員による評価の合計点の平均点が最も高い者を契約候補者とする。
- 3 2の場合において、平均点の最も高い提案書が複数あった場合は、選定委員会で審議の上、契約候補者を特定する。
- 4 各選定委員による評価の合計点の平均点が60点未満の場合は、当該企画提案者を契約候補者として選定しない。企画提案者が1者の場合も同様とする。

評価項目	評価内容	配点	加重割合
1 業務内容の理解度	業務委託の目的、内容を十分に理解し、提案が中山間地域において協働活動の発展や活性化が見込める内容となっているか。	10	×1
2 提案内容の優良性	【農村ファン交流促進業務】 現地交流会の開催、企業等の協働活動への参加推進、TUNAGU 特派員の募集及びサポート、会員証の増刷において具体性のある優れた提案がされているか。	10	×1.5
	【地域団体等サポート業務】 地域団体等に対する相談窓口の設置・支援・TUNAGU 活用の促進、支援に伴う行政機関との情報共有において具体性のある優れた提案がされているか。	10	×1.5
3 提案内容の独創性	【農村ファン交流促進業務】 農村ファンの獲得や企業等の協働活動への参加を促進するための独自の発想や強みを活かした提案が含まれているか。	10	×1.5
	【地域団体等サポート業務】 地域団体等の活動を発展させる独自の発想や強みを活かした提案が含まれているか。	10	×1.5
4 業務遂行の確実性	過去に類似の業務で良好な実績を上げているか、同等の成果が期待できるか。	10	×1
5 業務遂行の安定性	委託業務を安定的に遂行できる実施体制、実施スケジュール等、業務環境が整っているか。	10	×1
6 必要経費	業務内容に見合った適切な経費であるか。	10	×1
合 計		100	

[評価基準]

10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
優 (+)	優 (-)	良 (+)	良 (-)	可 (+)	可 (-)	やや不 良 (+)	やや不 良 (-)	不良 (+)	不良 (-)

※審査項目毎に整数で絶対評価を行う。

※各審査項目の得点は、評価基準の数に加重割合を乗じた数とする。